



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）             | 1 |
| 基本測量の実施の通知（道路管理課）                     | 2 |
| 基本測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）               | 2 |
| 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）               | 2 |
| 公共測量の実施の終了の通知（港湾課）                    | 3 |
| 都市計画事業の認可（都市公園課）                      | 3 |
| 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定の取消し（建築指導課） | 3 |

### 公 告

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）    | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課） | 5 |

### 病院事業局事項

|  |   |
|--|---|
| 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立中部病院） | 6 |
|--|---|

### 選挙管理委員会事項

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 選挙権の有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 | 8 |
|-----------------------------|---|

## 告 示

### 沖縄県告示第178号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年4月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年4月28日から同年6月4日まで
- 4 観覧料の額  
令和5年度博物館企画展 「新収蔵品展 令和三、四年度収蔵資料」

| 区分    |          | 観覧料の額（1人につき） |       |
|-------|----------|--------------|-------|
|       |          | 個人の場合        | 団体の場合 |
| 博物館施設 | 一般       | 500円         | 400円  |
|       | 大学生及び高校生 | 300円         | 240円  |
|       | 中学生及び小学生 | 0円           | 0円    |

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

---

**沖縄県告示第179号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 東村
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
- (3) 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、南大東村及び北大東村
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
- (3) 作業種類 基本測量（重力測量）

---

**沖縄県告示第180号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 東村
- 2 基本測量を実施した期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）

---

**沖縄県告示第181号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施した期間 令和4年4月18日から令和5年3月10日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 令和4年4月18日から令和5年3月10日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

---

**沖縄県告示第182号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 恩納村字谷茶から字前兼久まで
  - 2 公共測量を実施した期間 令和4年5月26日から令和5年3月17日まで
  - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

**沖縄県告示第183号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 中城村字屋宜
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年2月14日から同年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第184号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局石垣港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市浜崎町及び南ぬ浜町
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年2月6日から同年3月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第185号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・西16号はんたまし公園
- 3 事業施行期間 令和5年4月11日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 西原町字翁長地内
  - (2) 使用の部分 なし

**沖縄県告示第186号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一団地内の建築物の位置及び構造の認定を次のとおり取り消した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 対象区域 石垣市字新川2212番1ほか17筆
- 2 認定の取消し年月日及び指令番号 令和5年3月24日 沖縄県指令土第261号

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年11月29日

- (2) 商号名 有限会社長浜建設
  - (3) 代表者名 長濱幸代
  - (4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜1383番地3
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-31)第8088号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年12月8日
- (2) 商号名 株式会社平仲
  - (3) 代表者名 平仲信明
  - (4) 所在地 豊見城市字真玉橋175番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第9834号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年12月9日
- (2) 商号名 株式会社ハウシーズ・オキナワ
  - (3) 代表者名 伊波盛之
  - (4) 所在地 宜野湾市大山四丁目4番7号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11313号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年12月13日
- (2) 商号名 株式会社丸憲
  - (3) 代表者名 末吉繁政
  - (4) 所在地 那覇市泉崎1丁目16番5号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第3954号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年12月15日
- (2) 商号名 株式会社日新電器産業
  - (3) 代表者名 上間明夫
  - (4) 所在地 浦添市大平一丁目20番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第9949号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年12月16日
- (2) 商号名 株式会社琉王
  - (3) 代表者名 福永高一八
  - (4) 所在地 浦添市伊祖二丁目2番2号201
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第13521号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和4年12月20日
- (2) 商号名 株式会社ミヤナガ
- (3) 代表者名 宮良長祥
- (4) 所在地 石垣市字大川321番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13605号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月26日 沖縄県指令土第708号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛添坂原1260番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田557番地2 アーバンユイ上田501号室 富田あゆみ
- 5 検査済証番号 令和4年8月25日 第4823号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月26日 沖縄県指令土第43号、令和5年2月6日 沖縄県指令土第89号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川新川原505番4及び507番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字古島6番地1 社会福祉法人伊集の木会 理事長 黒潮武嗣
- 5 検査済証番号 令和5年3月8日 第4865号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月2日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年6月9日 沖縄県指令土第346号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長西317番10
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町3丁目215番地座波第8アパート5-C 神谷江美子
  - 5 検査済証番号 令和5年3月14日 第4868号
  - 6 工事完了年月日 令和5年2月20日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月6日 沖縄県指令土第468号、令和5年3月14日 沖縄県指令土第228号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字久貝西ムイ原694番1ほか2筆及び693番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字小那覇494番地1 金秀商事株式会社 代表取締役 知念三也
- 5 検査済証番号 令和5年3月20日 第4869号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月3日 沖縄県指令土第202号、令和4年5月20日 沖縄県指令土第446号（変更）、令和4年10月6日 沖縄県指令土第735号（変更）、令和5年2月27日 沖縄県指令土第27号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市宇真栄里前原201番1ほか49筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区新橋二丁目13番6号 株式会社リーテック 代表取締役 平松克敏
- 5 検査済証番号 令和5年3月20日 第4870号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月1日

## 病院事業局事項

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

### 1 概要

- (1) 調達物品名 沖縄県立中部病院病院情報システム
- (2) 内容
  - ア 電子カルテシステム、部門システム等の構築
  - イ システム稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置
  - ウ システム稼働に必要なスケジュール等の管理
  - エ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入と設定
  - オ システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル等の作成
  - カ 本格運用までの支援
  - キ その他沖縄県立中部病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 稼働予定日 令和6年2月1日
- (5) 契約額の目安 1,900,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 納入場所 沖縄県立中部病院

- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
  - (3) プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
  - (4) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - (5) 病床数400床以上の病院において、電子カルテシステムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立中部病院次期病院情報システム事業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が調えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が調わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領及び仕様書（5(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
    - ア 交付期間 この公告の日から令和5年5月2日（火曜日）まで
    - イ 交付場所 4(5)の場所及び沖縄県立中部病院ホームページ (<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/departments/setsubi/>)
  - (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
    - ア 提出期間 この公告の日から令和5年4月26日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
    - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
  - (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
    - ア 提出期間 公告の日から令和5年5月22日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
    - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
  - (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
    - ア 日時 令和5年5月26日（金曜日）を予定
    - イ 場所 沖縄県立中部病院内
    - ウ 審査結果 令和5年5月下旬（予定）に書面にて通知する。
  - (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立中部病院設備・調達課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 5 その他
- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
  - (2) 提出書類の取扱い
    - ア 提出書類は、返却しない。
    - イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。
  - (3) 手続及び業務の詳細はプロポーザル実施要領等による。
- 6 Summary
- (1) Subject matter of the proposal : Construction work and maintenance of Electronic medical records for Okinawa Prefectural Chubu Hospital
  - (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 26 April, 2023  
Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 22 May, 2023
  - (3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital  
281 Miyazato, Uruma City, Okinawa 904-2293 Japan

Telephone 098-973-4111

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和5年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

令和5年4月11日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,522
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,010
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名称       | 3分の1の数 |
|-------------|--------|
| 名護市選挙区      | 16,879 |
| うるま市選挙区     | 33,106 |
| 沖縄市選挙区      | 37,513 |
| 宜野湾市選挙区     | 26,270 |
| 浦添市選挙区      | 30,506 |
| 那覇市・南部離島選挙区 | 88,998 |
| 豊見城市選挙区     | 16,937 |
| 島尻・南城市選挙区   | 35,806 |
| 糸満市選挙区      | 16,215 |
| 宮古島市選挙区     | 15,317 |
| 石垣市選挙区      | 14,723 |
| 国頭郡選挙区      | 18,099 |
| 中頭郡選挙区      | 41,662 |

|   |  |
|---|--|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 有限会社 ドリーム印刷<br>〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地 |
|---|--|